

## 第1章 総 則

(名称)

- 第 1 条 当法人（以下「本会」という）は、一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会と称する。
- 2 本会の英文名は、The Japanese Society of Clinical Neuropsychopharmacology と称し、略称は JSCNP とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

- 第 2 条 本会は、精神神経科領域における臨床薬物治療の進歩発展並びに臨床精神神経薬理学の発展を図ることを目的とする。

(事業)

- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。なお、前条の目的に照らして、動物のみを研究対象とした事業は、原則として行わない。
- (1) 学術集会の開催
  - (2) 学術集会で発表された抄録等の刊行
  - (3) 国内外の関係団体との協力活動
  - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業や活動

(事務所)

- 第 4 条 本会の主たる事務所を東京都千代田区内に置く。
- 2 本会は、理事会の決議を経て、必要に応じて従たる事務所置くことができる。

## 第3章 会 員

(会員の種別)

- 第 5 条 会員は、次の4種類とし、本会の目的に賛同し、精神神経科疾患の薬物治療に従事するか、臨床精神神経薬理学に深く関心を持つ者等で、第6条に定める入会手続を完了した者とする。
- (1) 正会員 医師で、理事会の承認を得た者
  - (2) 一般会員 薬剤師、薬理学研究者、コメディカル・スタッフ等で、理事会の承認を得た者
  - (3) 名誉会員 臨床精神神経薬理学の進歩に寄与し、かつ本学会の発展に貢献した者の中から、理事会及び評議員総会の承認を得た者
  - (4) 賛助会員 本会の事業を賛助する意思を有する団体又は個人で、理事会の承認を得た者

(入会手続き)

- 第 6 条 新たに本会に入会を希望する者は、所定の入会申し込み用紙に必要事項を記入の上、当該年度の会費を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。なお、本会の正会員あるいは一般会員となることを希望する者は、本会の評議員1名以上の推薦を必要とする。

(会費等)

- 第 7 条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 2 会員は、その氏名、住所、職場その他入会申し込み用紙の記載事項等に変更が生じた場合は、その都度、本会に通知しなければならない。
  - 3 既納の会費及びその他の拠出金は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員の資格喪失)

- 第 8 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当然にその資格を喪失する。
- (1) 任意で退会したとき
  - (2) 死亡、失踪宣告又は団体が解散したとき
  - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
  - (4) 2 年以上の会費を滞納し、支払いの催告に応じない場合
  - (5) 除名されたとき

(退会手続き)

- 第 9 条 本会を任意で退会しようとする者は、その旨を本会に届け出なければならない。

(除名)

- 第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、評議員総会の決議により、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該評議員総会の日から 7 日前までにその旨を通知し、かつ当該評議員総会において、弁明の機会を与えるものとする。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の除名の決議をするには、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

## 第 4 章 役 員

(役員の種類及び定数)

- 第 11 条 本会には、次の役員をおく。
- (1) 理事 20 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうち、1 名を副理事長とする。

(役員を選任)

- 第 12 条 役員は、評議員総会において評議員の中から選任する。
- 2 理事長、副理事長は、理事会によりこれを定める。
  - 3 前 2 項に関し、必要な事項は、評議員総会の決議を経て、理事長が定める。

(役員任期)

- 第 13 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会終結のときまでとし、監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げないが、理事は連続して 2 回を、監事は 1 回を超えることはできない。

- 2 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員のため選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間とする。
- 4 増員のため選任された監事の任期は、他の在任監事の残任期間とする。ただし、他の在任監事の残任期間が2年に足りないときは、第1項によるものとする。
- 5 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

#### (理事の職務)

- 第14条 理事長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。
- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が理事の中から選定した順序により、その者が理事長の業務を行なう。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐する。
  - 4 理事は、理事会を組織し、法令、定款、規則に従って業務を執行する。
  - 5 理事会の決議によって本会の業務を執行する理事として選定された理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

#### (監事の職務)

- 第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したとき、これを評議員総会又は理事会に報告する。
  - 4 前号の報告をするため必要あるときは、理事に対して評議員総会又は理事会の招集を請求し、若しくは自ら理事会を招集する。

#### (役員の解任)

- 第16条 役員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、評議員総会における決議に基づいて解任することができる。この場合、当該役員に対し、決議前に弁明の機会を与える。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければならない。
- (1) 心身の故障のために職務の執行に耐えられないと認められたとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為をしたとき

#### (報酬等)

- 第17条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、評議員総会における決議によってそれぞれこれを定める。
- 2 役員には、費用を支払うことができる。

## 第5章 評 議 員

#### (評議員)

- 第18条 本会は、150名以内の評議員をおく。
- 2 評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。
  - 3 評議員は、正会員及び一般会員の中から選出するものとし、その選出方法等は別途定める。
  - 4 評議員の任期は選出後4年内の最終の事業年度に関する定時評議員総会終結

- のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 増員により選出された評議員の任期は、他の評議員の残存期間と同一とする。
  - 6 評議員は、評議員総会を組織し、定款、規則に従って、必要事項を審議し、決議する。

## 第6章 機関及び委員会

### (機関の種類)

- 第19条 本会には、理事及び監事のほか、次の機関を置く。
- (1) 理事会
  - (2) 評議員総会
  - (3) 会員総会
- 2 前項(1)及び(2)の議事録は、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、これらを事務局に保管する。
- 3 第1項(1)の議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事長、副理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印し、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

### (委員会)

- 第20条 本会は、その事業の円滑な実施を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。委員会の長及び委員は、理事長が委嘱する。
- 2 委員会の会議の議事録は、委員長が作成して、これを学会事務局に保管する。

## 第7章 理事会

### (理事会の構成)

- 第21条 理事会は、理事によって構成する。

### (理事会の権限)

- 第22条 理事会は、法令及び定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 評議員総会に付議すべき事項
  - (2) 評議員総会の決議した事項の執行に関する事項
  - (3) その他、業務の執行に関する事項

### (開催)

- 第23条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
  - 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき
    - (2) 理事長以外の理事から、理事会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により理事会開催の請求があったとき
    - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求した理事が招集したとき
    - (4) 監事が必要と認めて理事長に招集請求があったとき
    - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

- 第24条 理事会は、理事長がこれを招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が理事の中から選定した順序により、その者がこれを招集する。
  - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合には、その請求の日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。
  - 4 理事長は、理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも理事会の日の7日前まで（ただし、前項の場合には5日以内）に理事及び監事に対して発しなければならない。

(議長)

- 第25条 理事会の議長は、理事長がこれを行う。理事長が事故、病気その他の事由により議長を務めることができないときは、あらかじめ理事会の承認を得て定めた順序にしたがい他の理事がこれを務める。

(定足数)

- 第26条 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数が出席しなければ、議事を行い、決議することができない。
- 2 前年度、本年度及び次年度学術集会の会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決)

- 第27条 理事会の議事は、決議に加わることができる理事の過半数をもって決する。
- 2 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき、理事（当該事項について決議に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（ただし、監事が異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

## 第8章 評議員総会（社員総会）

(構成)

- 第28条 評議員総会は、評議員で構成する。

(評議員総会の権限)

- 第29条 評議員総会は、法令、定款で定めるもののほか、事業計画、収支予算その他本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

- 第30条 評議員総会は、定時評議員総会と臨時評議員総会の2種類とする。
- 2 定時評議員総会は、毎年1回開催する。
  - 3 臨時評議員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認めたとき。
    - (2) 総評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員から評議員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により評議員総会開催の請求があったとき。

(招集)

- 第31条 評議員総会は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。
- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が理事の中から選定した順序により、その者がこれを招集する。
  - 3 理事長は、前条第3項第2号の規定による評議員総会の請求があった場合には、その請求の日から42日以内の日を評議員総会の日とする評議員総会の招集の通知をしなければならない。
  - 4 理事長は、評議員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及びその他法務省令で定める事項を記載した書面を少なくとも評議員総会の日から14日前までに評議員に対して発送しなければならない。

(議長)

- 第32条 評議員総会の議長は、理事長又は理事長の指名する者がこれに当たる。ただし、理事長が事故、病気その他の事由により議長を務めることができないときで、かつ議長を指名することができないときは、あらかじめ理事会の承認を得て定めた順序にしたがい他の理事がこれを務める。

(定足数)

- 第33条 評議員総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席しなければ、議事を行い、決議することができない。

(議決)

- 第34条 評議員総会の議事は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の過半数をもって決する。
- 2 正会員、一般会員及び名誉会員は、評議員総会に出席して意見を述べることができる。

## 第9章 会員総会

(構成)

- 第35条 会員総会は、正会員、一般会員、名誉会員及び賛助会員で構成する。

(会員総会の決議事項)

- 第36条 会員総会は、理事会及び評議員総会決議で特に付託された事項のみを決議する。

(開催及び招集)

- 第37条 会員総会は、定時会員総会のみとし、毎年1回開催する。
- 2 会員総会においては、理事が下記事項について報告しなければならない。
    - (1) 事業報告及び収支決算
    - (2) 事業計画及び収支予算
  - 3 会員総会は、次章に規定する当年度の学術集会の会長がこれを招集する。
  - 4 学術集会の会長は、会員総会を招集する場合には、会議の日時及び場所を会員に対して通知しなければならない。

(議長)

- 第38条 会員総会の議長は、当年度の学術集会の会長又は会長があらかじめ指名する者が議長を務める。

(議決)

第39条 会員総会の議事は、出席した正会員、一般会員及び名誉会員の過半数をもって決するものとし、賛助会員はこの議決権を有しない。

## 第10章 学術集会

(学術集会の開催)

第40条 本会は、毎年1回、学術集会を開催する。

- 2 理事会は、決議により、学術集会を主宰する当年度及び次年度会長を評議員総会の承認を得て指名する。
- 3 学術集会に関するその他の事項は、理事会が決議して定める。

## 第11章 基金

(基金の募集)

第41条 本会は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利)

第42条 基金は、基金拠出契約で定める日まで返還しないものとする。

(基金の返還)

第43条 基金の返還は、定時評議員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決定したところにしたがってする。

## 第12章 会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日とする。

(財産の管理)

第45条 本会の財産は理事長が管理し、その方法は理事会の決するところにしたがう。

(経費の支弁)

第46条 本会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる成果
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(予算及び決算の作成等)

第47条 理事長は、次年度の事業計画及びそれに伴う収支予算案並びに前年度の収支決算書を作成して、定時評議員総会において承認を求めなければならない。

ただし、予算の承認に至るまでの間は、前年度の予算を踏襲する。

- 2 監事は、定時評議員総会において、予算及び決算についての監査報告をしなければならない。

(剰余金の分配)

第48条 本会は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

### 第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款の変更は、評議員総会の決議によりこれを行う。

2 前項の評議員総会の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければならない。

(解散)

第50条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条に定めるところにより解散する。

(残余財産)

第51条 本会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付する。

### 第14章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、官報により行う。

### 附 則

(最初の評議員の任期)

第55条 第18条第4項の規定にかかわらず、本会の設立当初の評議員の任期は、本会設立の日から平成24年度の定時評議員総会終結のときまでとする。

(最初の年会費)

第57条 第7条の規定にかかわらず、本会設立時の年会費は、次のとおりとする。

正会員(評議員)	8,000円
正会員(評議員以外)	6,000円
一般会員(評議員)	8,000円
一般会員(評議員以外)	6,000円
賛助会員 1口	50,000円
名誉会員	免除

---

平成22年7月20日に認証された一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会の定款。  
(附則の設立時のみに係る項目は省略)